明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○検察庁法施行令第二条第一項第十三号から第十六号までの検察官の職務と密接な関連を有する職を定める省令の一部を改正する省令（**法務**三）　一

○アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令（**農林水産**九）　五

〔告　示〕

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**五）

○厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（**厚生労働**三五）

○アリモドキゾウムシの緊急防除に関する告示（**農林水産**二七）　三

○自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件（**防衛**二七～三〇）

〔公　告〕

諸事項

官庁
公示送達関係

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録者関係

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他
会社決算公告

省令

○法務省令第三号

検察庁法施行令（昭和二十二年政令第三十四号）第二条第一項第十一号から第十四号までの規定に基づき、検察庁法施行令第二条第一項第十三号から第十六号までの検察官の職務と密接な関連を有する職を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月十七日　法務大臣　齋藤　健

検察庁法施行令第二条第一項第十三号から第十六号までの検察官の職務と密接な関連を有する職を定める省令の一部を改正する省令

検察庁法施行令第二条第一項第十三号から第十六号までの検察官の職務と密接な関連を有する職を定める省令（平成六年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
検察庁法施行令第二条第一項第十一号から第十四号までの検察官の職務と密接な関連を有する職を定める省令	検察庁法施行令第二条第一項第十三号から第十六号までの検察官の職務と密接な関連を有する職を定める省令
第一条　検察庁法施行令（昭和二十二年政令第三十四号。以下「令」という。）第二条第一項第十一号の職は、次に掲げる者の職とする。 ［一・二　略］	**第一条**　検察庁法施行令（昭和二十二年政令第三十四号。以下「令」という。）第二条第一項第十三号の職は、次に掲げる者の職とする。 ［一・二　同上］
第二条　令第二条第一項第十二号の職は、次に掲げる者の職とする。 ［一～三　略］	**第二条**　令第二条第一項第十四号の職は、次に掲げる者の職とする。 ［一～三　同上］
第三条　令第二条第一項第十三号の職は、次に掲げる者の職とする。 ［一～五　略］	**第三条**　令第二条第一項第十五号の職は、次に掲げる者の職とする。 ［一～五　同上］
第四条　令第二条第一項第十四号の職は、次に掲げる者の職とする。 ［一～四　略］	**第四条**　令第二条第一項第十六号の職は、次に掲げる者の職とする。 ［一～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○農林水産省令第九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令を次のように定める。

令和五年二月十七日　農林水産大臣　野村　哲郎

アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令

（趣旨）

第一条　この省令は、アリモドキゾウムシの緊急防除を行うため必要な措置につき定めるものとする。

（防除区域）

第二条　アリモドキゾウムシの緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、植物防疫法（以下「法」という。）第十七条第二項第一号に基づき農林水産大臣が告示する区域とする。